

「快適な市民生活の確保に関する条例」の一部改正への 意見提出手続（パブリックコメント）を実施します

西宮市はこのたび、「快適な市民生活の確保に関する条例」の一部改正への案を取りまとめましたので、この案に対する市民の皆さんからの意見を募集します。

<概要>

「快適な市民生活の確保に関する条例」は、市民の平穏で清潔な日常生活の維持について必要な事項を定めることにより、快適な市民の生活環境を確保することを目的とした条例です。

今回の条例の一部改正は、従来から公共の場所において、午後10時から午前6時までの間、迷惑花火禁止をしておりますが、さらに一部の区域において、終日、迷惑花火を禁止する区域が指定できるよう条例を改正するものです。

【募集の要領】

●募集期間

平成29年8月1日（火）から平成29年8月31日（木）まで

●案の公表方法

- ①環境学習都市推進課（市役所本庁舎8階）、総合案内所横ミニ情報コーナー（市役所本庁舎1階）、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション（アクタ西宮西館3階）で配布
- ②西宮市のホームページ（<http://www.nishi.or.jp/>）に掲載
※ 「市政情報」の中の「参画と協働」のページに掲載

●意見の提出方法

意見書（様式は自由です）に住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先（電話番号等）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 郵 送：〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市役所 環境学習都市推進課あて《8月31日（木）消印有効》
- ② ファックス：0798-35-1096
- ③ 電子メール：vo_kangaku@nishi.or.jp
- ④ 直接提出：西宮市役所本庁舎8階 環境学習都市推進課

●意見提出ができる人

市 民・・・西宮市内に住所を有する方
市 民 等・・・市民、市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内の学校に在学する方及び市内で活動し、又は事業を営むもの
※西宮市内に住所を有しない方は、市内での在学、在勤又は活動の状況を記入してください。

●その他

お寄せいただいた意見は、市の見解とともに公表します。（ただし、氏名等の個人情報は公表しません。）なお、電話での意見の受付や意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：西宮市環境学習都市推進課 TEL 0798-35-3039

郵送またはファックスで意見を提出される方は、よろしければこの用紙をお使いください。

「快適な市民生活の確保に関する条例」の一部改正に対する意見

住所				連絡先 (電話番号等)		
氏名			性別	男性・女性	年齢	歳
職業	会社員・自営業・公務員・学生・無職・その他 ※ 該当する項目に○印をご記入ください。					
西宮市 以外の方 ※ ()内もご記 入ください	市内在勤・市内在学・市内で活動 () ※ 該当する項目に○印をし、学校又は勤務先の名称をご記入ください。在勤・在学以外の方は、市内で 主に活動している場所及び活動内容についてご記入ください。					

※ 年齢等の属性については、今後の施策等を検討する際の基礎資料とさせていただきます。

※ 記入漏れがあると、西宮市参画と協働の推進に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、意見として取り入れることができない場合がありますのでご注意ください。

【提出先】

- ① 郵送 : 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市役所 環境学習都市推進課あて
- ② ファックス : 0798-35-1096
- ③ 電子メール : vo_kangaku@nishi.or.jp
- ④ 提出 : 西宮市役所本庁舎8階 環境学習都市推進課